

参考資料 1

国立大学法人評価委員会 大学共同利用機関法人分科会（第39回）

H28.1.22

大学共同利用機関法人の中期目標及び中期計画の素案についての意見

平成27年11月6日
国立大学法人評価委員会

はじめに

大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各大学共同利用機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた大学共同利用機関が機構を構成したメリットを生かし、法人としての一体的な運営を進めてきた。その中で、異分野融合・新分野創成を含む我が国の大学における学術研究水準を維持・向上させ、国際頭脳循環のハブ、人材育成のハブとしての機能の向上や大学院教育への協力に向けた取組を推進するなどして我が国における学術研究のナショナルセンターとしての機能を果たし、教育研究活動を進展させることにより、平成20年のノーベル物理学賞受賞に大きく貢献するなどの優れた研究成果を上げてきたところである。引き続き、法人化のメリットを生かし、各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえ、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、大学の機能強化や、我が国全体の研究力向上に一層寄与することが期待されている。

このように、法人化から10年以上を経た大学共同利用機関法人は、これまで運営費交付金の大幅な削減という極めて厳しい環境に置かれつつも、数多くの優れた研究成果をあげてきたが、更なる進展を期して、平成28年度から第3期中期目標期間を迎える。各大学共同利用機関法人が教育研究の一層の質的向上を図り、我が国全体を俯瞰し、学術研究全般の研究機能の強化を図っていくためには、今後6年間の活動の主軸となる中期目標・中期計画には、上記の状況を十分に踏まえた上で自主的かつ積極的に高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を明記するなど、第2期中期目標期間以上にその存在意義を社会に対して明示することが必要である。

また、明確な手段や検証指標を設定することは、国立大学法人評価をより有効に実施し、国立大学法人制度が本来予定している評価結果を活用した改善システムを強化・定着させていくことにもつながる。このようなPDCAサイクルの確立によって大学共同利用機関法人の取組の成果をより明確に社会に示すことは、社会や国民の期待に応え、その理解と信頼を得ていくためにも不可欠である。

国立大学法人評価委員会としては、上記の考え方の下、各法人から提出された中期目標及び中期計画の素案について検討を行い、次のように意見を取りまとめた。

今後、第3期中期目標及び中期計画の策定過程において、この意見の内容が適切に受け止められ、大学共同利用機関法人の更なる改革が実現されるための中期目標及び中期計画となることを強く期待する。

1 基本的な考え方

大学共同利用機関法人の中期目標は、各法人の基本理念や長期的な目標を実現するための一つのステップであり、当面の6年間で各法人が達成しようとする具体的な目標を定めるものである。また、中期計画は中期目標を達成するための具体的な計画であるとともに、中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもある。こうした中期目標及び中期計画の性格に鑑み、その検討に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえることが必要である。

(1) 各法人の自主性・自律性の尊重、教育研究の特性への配慮

第3期中期目標期間においても、大学共同利用機関法人の中期目標及び中期計画の策定に当たっては、独立行政法人とは異なり、国立大学法人法及び国会における附帯決議の趣旨を踏まえ、各法人の自主性・自律性の尊重、教育研究の特性への配慮を基本とする必要がある。

このため、各法人の中期目標及び中期計画の素案に対して文部科学大臣が修正・追加若しくは削除（以下「修正等」という。）又は検討を求めるのは、形式的な不備等を除き、第51回国立大学法人評価委員会総会（平成27年5月27日）にて了承した「文部科学大臣が行う国立大学法人等の第3期中期目標・中期計画の素案の修正等について」（以下「修正等について」という。）が示す4つの観点に該当する場合のみとすることが適切である。

(2) 具体的・明確で、評価可能な目標・計画設定の必要性

第3期中期目標期間においても、①国内外の学問動向等を踏まえて当該分野の総合的な発展をリードする戦略的な取組を推進する観点、②社会や国民に対する説明責任を果たす観点、③国立大学法人法に定める国立大学法人評価を適切に実施する観点から、中期目標及び中期計画の記述に関しては、その達成状況が事後的に検証可能なものであることが必要である。特に③の観点からは、各法人が中期計画に基づき策定する年度計画における具体性・明確性を確保する前提ともなり、中期目標期間中における段階的な進捗状況を確認する各事業年度における法人評価を適切に実施することにも資するものとなる。

第2期中期目標及び中期計画の策定の際にも、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、数値目標等を盛り込んだ具体的なものとするよう求めていたが、実際には、抽象的、定性的で事後的な検証が困難な記述が少なくない状況であった。このため、第3期中期目標及び中期計画の策定に当たっては、各法人が国民に支えられる大学共同利用機関として一層の質的向上を図るよう、社会に対して高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記することがより強く求められる。

2 素案に対する修正等又は検討の内容について

各法人の中期目標及び中期計画の素案に対する修正等又は検討については、「修正等について」及び実際の確認に当たってのメルクマール等の実務方針である「大学共同利用機関法人の第3期における中期目標及び中期計画の素案の修正等の実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づいて確認を行った。

なお、記述の修正等又は検討を求める際の判断基準は、以下のとおりである。

修正等を求める場合： そのままの記述では、中期目標として定めること又は中期計画として認可することが適当ではないため、一定の内容に記述を改める必要がある場合

検討を求める場合： 基本的には各法人の判断を尊重するものの、より適切な記載とする観点から、記述内容について検討を求める必要がある場合

(1) 素案の確認結果の概要

複数の法人では、第2期中期目標期間よりも各法人の強みや特色が明示され、事後的な検証も可能とする素案となっていることが確認でき、大学共同利用機関法人としての社会的責任を積極的に果たしていこうとする意思が明確であり、当委員会としては高く評価したい。また、法人として重点的に取り組む計画を明確にして、その事後の検証を可能とするような指標を設定することが試みられ、各法人において具体的な検討が行われていることが認められる。このほか、当評価委員会からの意見を可能な限り中期目標及び中期計画に反映しようとする真摯な検討が行われていることも認められる。

しかしながら、一部の法人については、法人の強みや特色の明示が必ずしも十分とは言えず、事後的な検証を可能とするための具体的記述も少ない場合もあり、各法人の中期目標及び中期計画の策定に向けた検討には法人間で大きな差があることが認められた。

「修正等について」及び「実施方針」に基づき素案に対する修正等又は検討の必要性を確認した結果の概要は、次表のとおりである。

観点	修正等	検討
① 法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任を持って大学等にその実施を求めることができない記述	0件	—
② 財政上の観点から修正の必要がある記述	0件	—
③ 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて(通知)」に示した内容にかんがみ修正等又は検討の必要があるもの	0件	19件 【別添1】
	0件	全法人に要請
④ 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述	0件	—

(2) 修正等を求める必要がある事項

素案に対して修正等を求める必要がある事項について、上記表①、②及び④の観点からは、全ての法人において該当する記述は認められなかった。

また、③の観点については、記述の具体性という観点からは法人間で差が見られるものの、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」（以下、「通知」という。）の第3「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し」に示す見直し内容に関する各法人の検討結果については、全ての法人において何らかの形で反映されていることが確認され、各法人が作成した中期目標及び中期計画の素案を尊重するという原則に照らせば、内容の修正等を求めなければならないような記述は認められなかった。

(3) 検討をを求める必要がある事項

上記表③の観点について、素案に対して修正等を求めるまでには至らないものの、記述の具体性という観点からは法人間で大きな差が見られるため、各法人に対し、「通知」の趣旨を踏まえ、以下の2つの観点から、中期目標原案及び中期計画案の策定に向けた更なる自主的・自律的な検討を求める必要がある。

(i) 自らの強み、特色を明示し、法人としての役割を果たしつつ、法人として特に重視する取組について明確な目標を定めること

第3期中期目標期間において大学共同利用機関法人が教育研究活動を更に発展させ、研究者コミュニティ、大学、社会の期待に応えていくためには、自らの取組を明確に示すことで、法人としてどのようにその期待に応えうるのかを示し、理解を得ていくことが重要である。

この際、中期目標及び中期計画は、大学共同利用機関法人の社会に対する意思表示であると同時に、法人としての特色や魅力を社会に対してわかりやすくアピールする場であるという視点を念頭に、各法人が法人として特に重視する取組について明確な目標や計画を定め、第2期中期目標期間以上に、法人の強み、特色を明示するような内容とすることが期待される。しかし、一部の法人の素案については、そのような内容となっているとは言い難い記述が見受けられたところである。

各法人の強みや特色には、「ミッションの再定義」のほか、中期目標及び中期計画を作成する過程で整理したものも含まれるが、このような強み、特色を中期目標原案及び中期計画案にどのように盛り込むかについて、各法人において内容及び表現を更に検討・工夫することが適切である。

各法人の中期計画の素案において、「通知」の趣旨を踏まえ、検討をを求める必要がある事項は【別添1】のとおりである。これらは、「通知」に示された観点のうち、各法人の状況を踏まえつつ、特に明確化すべきと考えられるものであり、各法人に対しては記述内容の改善について特に検討を求める必要がある。

(ii) 目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定すること

中期目標及び中期計画は、社会や国民への説明責任、あるいは国立大学法人評

価の適切な実施という観点から、全体として可能な限り具体的な内容を含むものとする必要がある。

特に、事後的に検証可能な記述とするためには、①達成時期、数値目標その他実現しようとしている具体的な達成状況（ゴール）、及び②具体的な取組内容・取組例・手段（プロセス）の双方が明確になっていることが必要である。

ゴールを明確にするにあたっては、「ミッションの再定義」のほか、各法人が我が国全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するものとして重点支援を受ける取組の評価指標等を中期目標及び中期計画に設定することも考えられる。

また、定量的な指標の設定が困難で定性的な記述になる場合であっても、可能な限り達成状況（ゴール）を明確に記述するほか、具体的なプロセスを併せて示すこと等により、より事後的な検証が可能な内容とすることができるため、【別添2】に示すような好事例を参考にしながら、各法人において更に記述を工夫することが適切である。

さらに、各法人の中期計画の素案においては、【別添3】に例示するように、達成状況を検証できるとは言い難い記述が見られた。これらは、具体的な取組や達成指標が明確でないために、取組状況を事後的に検証できるとは言い難い記述であり、各法人に対してはこのような記述内容の改善について特に検討を求める必要がある。

（４）中期目標原案及び中期計画案に向けた検討の要請について

中期目標原案及び中期計画の策定に向けての更なる検討に際しては、各法人の自主性・自律性を尊重する観点から、当該記述を改めないことも許容する必要があるが、その場合であっても記述を改めない理由を社会に対して明らかにすることを求める必要がある。

また、その理由については、当委員会としても確認を行い、説明の内容に合理性がない等の事情が見受けられる場合は、文部科学大臣に対して意見を述べることもあり得る。

検討を求める必要がある事項（組織及び業務全般の見直し関係）について

87 人間文化研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>1 組織の見直し (1) 「ミッションの再定義」等を踏まえた組織の見直し 自己改革を行うに当たっては、その基盤となる組織（マネジメント、広報、知的財産管理、IR 機能等）については、4機構共同で設置するなどその機能の充実・強化に努めることとする。 また、これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ④効果的・効率的な法人運営の推進 効率的な法人運営を行うため、他の大学共同利用機関法人や大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の大学共同利用機関法人や大学と連携した取組に努めることとする。</p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標 5. その他の目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標 4 大学共同利用機関法人は、互いの適切な連携により、より高度な法人運営を推進する。</p> <p>【中期計画】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. その他の目標を達成するための措置 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標を達成するための措置 4 大学共同利用機関法人の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-5. - (2) 「大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。」との記述について、実現しようとしている達成状況や具体的な取組内容を明確にした記載となるよう検討を求めているかどうか。その際、単に「協議を実施する」だけではなく、例えば、①研究面について法人の枠を越えた連携をどのように図るのか、②限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、研究者コミュニティ等の意見を踏まえ、大学共同利用機関法人でしかなしえない役割をどのように考え、どのように資源の再配分を行うのか、③組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制をどのように確立するのかなど、第3期中期目標期間中に行う内容についても具体的に記載するよう検討を求めているかどうか。</p>

87 人間文化研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し</p> <p>(1) 教育研究等の質の向上</p> <p>⑤人材育成機能の充実・強化</p> <p>総合研究大学院大学については、<u>教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化するとともに、育成する人材モデルを明示するなど更なる連携を確保する方策の検討を行うよう努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>3. 教育に関する目標</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標</p> <p>基盤機関として参画する総合研究大学院大学との一体的な関係及び、その他全国の大学との多様な関係を通じて、機構の人材や研究環境を用いて、研究プロジェクト等と連携した教育を行うことによって、人間文化研究の諸分野において高度な専門性を身につけたうえで、学際性や国際性を有した実践力のある人材の育成に寄与する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3. 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置</p> <p>①総合研究大学院大学との関係協定に基づき、シニアパートナー制度、経営協議会、専攻長会議等の教育に係る事務体制を整え、緊密に関係・協力し、以下の専攻課程において毎年定員を充足し、次のとおり同大学文化科学研究科の各専攻の基盤機関として大学院教育の実施に協力する。</p> <p>国立歴史民俗博物館 日本歴史研究専攻 国文学研究資料館 日本文学研究専攻 国際日本文化研究センター 国際日本研究専攻 国立民族学博物館 地域文化学専攻及び比較文化学専攻</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-3. - (1) の記述について、文部科学大臣通知が示す「教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化する」に照らし、例えば、大学共同利用機関法人としての人材育成の考え方やその方針などが的確に反映できるよう、総合研究大学院大学と基盤機関による一体的な関係の強化を図る具体策を中期計画に盛り込むなどにより素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めています。</p>

87 人間文化研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営</p> <p>①法人のガバナンスの充実 監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するなど、<u>監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1. 組織運営の改善に関する目標 ①機構長のリーダーシップが適切に発揮されるためのガバナンス体制を整備する。</p> <p>【中期計画】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ⑤監査室は、年度ごとに重点分野を定めて実施される監事監査を支援する。 機構長は、監事監査及び主要な会議に出席する監事の意見を機構の業務運営等の改善に反映させる。</p>
確認内容	<p>監事機能の強化についてはどのように検討されているか。</p> <p>-----</p> <p>監事機能の強化については、経営協議会や教育研究評議会、企画戦略会議等の主要な会議に出席するとともに、年度ごとに重点分野を定めて監事監査を実施するなど監事の意見を業務運営等の改善に反映させる体制を強化することとしている。また、監査室は、年度ごとに重点分野を定めて実施される監事監査を支援するなど監事監査支援体制を強化することとしている。</p>
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案Ⅱ-1. -⑤の記述について、文部科学大臣通知が示す「監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努める」に照らし、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めています。</p>

<p>組織及び業務全般の見直し</p>	<p>1 組織の見直し (1) 「ミッションの再定義」等を踏まえた組織の見直し 自己改革を行うに当たっては、その基盤となる組織（<u>マネジメント、広報、知的財産管理、IR 機能等</u>）については、<u>4 機構共同で設置するなどその機能の充実・強化に努めることとする。</u> また、これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について<u>不断に検証・検討することのできる体制を確立</u>するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ④効果的・効率的な法人運営の推進 効率的な法人運営を行うため、他の大学共同利用機関法人や大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、<u>他の大学共同利用機関法人や大学と連携した取組に努めることとする。</u></p>
<p>中期目標 中期計画</p>	<p>【中期目標】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標 5 その他の目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標 4 大学共同利用機関法人は、互いの適切な連携により、より高度な法人運営を推進する。</p> <p>【中期計画】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の目標を達成するための措置 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標を達成するための措置 4 大学共同利用機関法人間の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。</p>
<p>確認内容</p>	<p>—</p>
<p>検討を 求める 理由・内容</p>	<p>中期計画素案 I-5-(2) 「大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。」との記述について、実現しようとしている達成状況や具体的な取組内容を明確にした記載となるよう検討を求めているかどうか。その際、単に「協議を実施する」だけではなく、例えば、①研究面について法人の枠を越えた連携をどのように図るのか、②限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、研究者コミュニティ等の意見を踏まえ、大学共同利用機関法人でしかなしえない役割をどのように考え、どのように資源の再配分を行うのか、③組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制をどのように確立するのかなど、第3期中期目標期間中に行う内容についても具体的に記載するよう検討を求めているかどうか。</p>

88 自然科学研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し</p> <p>(1) 教育研究等の質の向上</p> <p>⑤人材育成機能の充実・強化</p> <p>総合研究大学院大学については、<u>教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化するとともに、育成する人材モデルを明示するなど更なる連携を確保する方策の検討を行うよう努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>3 教育に関する目標</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標</p> <p>自然科学分野において国際的に通用する高度な研究的資質を持ち、広い視野を備えた研究者を育成するため、総合研究大学院大学（以下「総研大」という。）との一体的連係及びその他の大学との多様な連携によって、自然科学研究機構の高度の人材・研究環境を活かして、特色ある大学院教育を実施する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 総合研究大学院大学（以下「総研大」という。）の基盤機関として、当該大学との緊密な連係・協力により、大学共同利用機関としての高度な研究設備、研究環境を活かし、世界の一線で活躍できる若手研究者を育成すると同時に自然科学の広範な知識を備え将来様々な分野で活躍するための総合的な能力及び高い研究倫理を大学院生に涵養する。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-3-(1) の記述について、文部科学大臣通知が示す「教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化する」に照らし、例えば、大学共同利用機関法人としての人材育成の考え方やその方針などが的確に反映できるよう、総合研究大学院大学と基盤機関による一体的な連係の強化を図る具体策を中期計画に盛り込むなどにより素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

<p>組織及び業務全般の見直し</p>	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ①法人のガバナンスの充実 監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するなど、<u>監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。</u></p>
<p>中期目標 中期計画</p>	<p>【中期目標】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 機構長のリーダーシップの下で、機構本部及び各機関間の連携により、機構として戦略的かつ一体的な運営を推進する。</p> <p>【中期計画】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ④ 監事機能の強化を図るとともに、サポート体制を強化するため、監事が機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するとともに、内部監査組織と連携する。</p>
<p>確認内容</p>	<p>監事機能の強化についてはどのように検討されているか。</p> <hr/> <p>監事機能の強化について、第三期中期目標及び中期計画等検討委員会において検討を行った結果、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムなどについても監査するなど監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとしている。</p>
<p>検討を 求める 理由・内容</p>	<p>中期計画素案Ⅱ-1-④の記述について、文部科学大臣通知が示す「監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努める」に照らし、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

89 高エネルギー加速器研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>1 組織の見直し (1) 「ミッションの再定義」等を踏まえた組織の見直し 自己改革を行うに当たっては、その基盤となる組織（マネジメント、広報、知的財産管理、IR 機能等）については、4 機構共同で設置するなどその機能の充実・強化に努めることとする。 また、これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ④効果的・効率的な法人運営の推進 効率的な法人運営を行うため、他の大学共同利用機関法人や大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の大学共同利用機関法人や大学と連携した取組に努めることとする。</p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標 5 その他の目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標 4 大学共同利用機関法人は、互いの適切な連携により、より高度な法人運営を推進する。</p> <p>【中期計画】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の目標を達成するための措置 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標を達成するための措置 4 大学共同利用機関法人間の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-5-(2) 「大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。」との記述について、実現しようとしている達成状況や具体的な取組内容を明確にした記載となるよう検討を求めているかどうか。その際、単に「協議を実施する」だけではなく、例えば、①研究面について法人の枠を越えた連携をどのように図るのか、②限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、研究者コミュニティ等の意見を踏まえ、大学共同利用機関法人でしかなしえない役割をどのように考え、どのように資源の再配分を行うのか、③組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制をどのように確立するのかなど、第3期中期目標期間中に行う内容についても具体的に記載するよう検討を求めているかどうか。</p>

組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (1) 教育研究等の質の向上 ⑤人材育成機能の充実・強化 総合研究大学院大学については、<u>教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化するとともに、育成する人材モデルを明示するなど更なる連携を確保する方策の検討を行うよう努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標 3 教育に関する目標 (1) 大学院等への教育協力に関する目標 学術分野において国際的に通用する高度な研究的資質を持ち、分野を越えた広い視野を備えた研究者を育成するため、総合研究大学院大学（総研大）との一体的関係によって、KEKの高度の人材・研究環境を活かして、大学院教育を実施する。</p> <p>【中期計画】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置 総合研究大学院大学（総研大）の基盤機関として、当該大学との緊密な関係・協力により、KEKの人材・研究環境を活かして、高い専門性と広い視野を持ち国際的に通用する研究者の育成を実施する。そのために、下記の通り各機関において総研大の研究科・専攻の教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素粒子原子核研究所 高エネルギー加速器科学研究科素粒子原子核専攻 ・物質構造科学研究所 高エネルギー加速器科学研究科物質構造科学専攻 ・加速器研究施設、共通基盤研究施設 高エネルギー加速器科学研究科加速器科学専攻
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-3-(1) の記述について、文部科学大臣通知が示す「教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化する」に照らし、例えば、大学共同利用機関法人としての人材育成の考え方やその方針などが的確に反映できるよう、総合研究大学院大学と基盤機関による一体的な関係の強化を図る具体策を中期計画に盛り込むなどにより素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

<p>組織及び業務全般の見直し</p>	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ①法人のガバナンスの充実 監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するなど、<u>監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。</u></p>
<p>中期目標 中期計画</p>	<p>【中期目標】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 機構長のリーダーシップの下でKEKの強みや特色を活かした一体的な機構運営を行うとともに、関連研究コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営と改善を行う。 V その他業務運営に関する重要目標 3 法令遵守等に関する目標 法令遵守の徹底を図るため、実効性のある監査を実施し、監査結果を運営改善に反映させる。 【中期計画】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 内部統制の実効性を確保し、コンプライアンス、リスク管理等を進めていくため、監事、監査法人及び監査室が連携し、定期的な監査、評価を行う。監事は会計監査のみならず、毎年度監査テーマを設定するなどして監査を行い、実務については監査室が支援する。 V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置 監事、監査法人による監査のほか、監査室による内部監査を定期的及び随時に実施し、それらの結果を、運営改善に反映させる。また、監査結果に基づき、毎年度フォローアップを行う。</p>
<p>確認内容</p>	<p>監事機能の強化についてはどのように検討されているか。</p> <hr/> <p>引き続きガバナンスの一環として、監事、監査法人による監査のほか内部監査の実施と、その結果を運営改善に反映させることを中期計画に記載している。</p>
<p>検討を 求める 理由・内容</p>	<p>中期計画素案Ⅱ-1「内部統制の実効性を確保し、コンプライアンス、リスク管理等を進めていくため、監事、監査法人及び監査室が連携し、定期的な監査、評価を行う。監事は会計監査のみならず、毎年度監査テーマを設定するなどして監査を行い、実務については監査室が支援する。」との記述及びV-3「監事、監査法人による監査のほか、監査室による内部監査を定期的及び随時に実施し、それらの結果を、運営改善に反映させる。また、監査結果に基づき、毎年度フォローアップを行う。」との記述について、文部科学大臣通知が示す「監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努める」に照らし、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めてはどうか。</p>

組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ⑥法令遵守体制の充実と研究の健全化 <u>研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 V その他業務運営に関する重要目標 3 法令遵守等に関する目標 科学研究に携わる公的機関として、社会からの信頼と負託に応えるために、関係法令等の遵守を徹底し、コンプライアンス意識を高めることにより、不正防止や倫理保持等の対策に取り組む。</p> <p>【中期計画】 V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置 KEK が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、過去の事案の再発防止策で見直した物品の調達手続きや納入時の点検などを確実に実施するとともに、e-ラーニングシステムの整備を進めコンプライアンスの徹底及び危機管理体制の充実・強化に努め、KEK の健全で適切な運営を行う。 社会から求められている科学研究に対する高い倫理意識の維持と研究費使用のルール等に対する理解を徹底するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、マニュアル等の整備を行うとともに職員説明会を毎年度実施するなど、不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を強化する。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案V-3「職員説明会を毎年度実施するなど、不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を強化」との記述に関し、研究倫理教育をはじめとする説明会については、文部科学大臣通知が示す「研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから・・・倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努める」に照らし、例えば、受講者の理解度や受講状況を管理監督するなどの具体策を中期計画に盛り込むなどにより、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

組織及び業務全般の見直し	<p>第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性</p> <p>2 基本的な方向性</p> <p>このため、各法人においては、「国立大学改革プラン」や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大型装置等を用いた先導的な研究システムの創出、大学間連携やネットワーク形成、大学全体を支える研究環境基盤の構築等の機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、法人本部のイニシアティブにより、<u>法人として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。</u></p> <p>第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し</p> <p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し</p> <p>(1) 教育研究等の質の向上</p> <p>③当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化</p> <p><u>IR機能の強化により、当該分野の置かれている状況を的確に把握・分析し、今後の目指すべき方向性など根拠に基づく戦略の策定を行い、大学共同利用機関はもとより法人全体のトップマネジメントの強化に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 研究に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>国内外と連携した総合研究を推進し、多様なプロジェクト型研究活動を実施するため、幅広い人材を活用した研究体制を確保するとともに、その研究実施体制の検証と必要に応じた改革を進める。</p> <p>【中期計画】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>機構本部に戦略企画本部を設置して、学術研究の動向や社会的要請を踏まえて柔軟かつ戦略的に研究組織や研究プログラムを改編・設置できる体制を確立する。</p>
確認内容	<p>組織的流動性の確保を図るなど、法人の機能強化を加速するため、どのように検討されているか。</p> <hr/> <p>機構長のリーダーシップの下に、法人内の枠組みにとらわれず各大学共同利用機関の強みや特色を生かした総合的な方策を企画・立案するため、現在の総合企画本部を改組し、新たに「戦略企画本部」を設置し、大学の機能強化に貢献するため、機構研究戦略の企画・立案やIR機能（研究動向・ニーズ調査等）、グローバル化などの強化を図ることとしている。</p>
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-1-(2)「機構本部に戦略企画本部を設置して、学術研究の動向や社会的要請を踏まえて柔軟かつ戦略的に研究組織や研究プログラムを改編・設置できる体制を確立する。」との記述について、法人として機能強化を図るためには、文部科学大臣通知が示す「法人として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要」や「IR機能の強化により、当該分野の置かれている状況を的確に把握・分析し、今後の目指すべき方向性など根拠に基づく戦略の策定を行い、大学共同利用機関はもとより法人全体のトップマネジメントの強化に努める」に照らし、単に戦略企画本部を設置し、体制を確立するだけに留まるのではなく、例えば、体制を確立した後、第3期中期目標期間中にどのように戦略的に組織改革を進めていくのか、また、研究動向を把握できる仕組み、研究成果の可視化などの具体策を中期計画に盛り込むなどにより、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

90 情報・システム研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>1 組織の見直し (1) 「ミッションの再定義」等を踏まえた組織の見直し 自己改革を行うに当たっては、その基盤となる組織（マネジメント、広報、知的財産管理、IR 機能等）については、4 機構共同で設置するなどその機能の充実・強化に努めることとする。 また、これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について<u>不断に検証・検討することのできる体制を確立</u>するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ④効果的・効率的な法人運営の推進 効率的な法人運営を行うため、他の大学共同利用機関法人や大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の大学共同利用機関法人や大学と連携した取組に努めることとする。</p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標 5 その他の目標 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標 4 大学共同利用機関法人は、互いの適切な連携により、より高度な法人運営を推進する。</p> <p>【中期計画】 I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の目標を達成するための措置 (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標を達成するための措置 4 大学共同利用機関法人間の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議のもとで、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-5-(2)「大学共同利用機関法人機構長会議のもとで、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。」との記述について、実現しようとしている達成状況や具体的な取組内容を明確にした記載となるよう検討を求めているかどうか。その際、単に「協議を実施する」だけではなく、例えば、①研究面について法人の枠を越えた連携をどのように図るのか、②限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、研究者コミュニティ等の意見を踏まえ、大学共同利用機関法人でしかなしえない役割をどのように考え、どのように資源の再配分を行うのか、③組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制をどのように確立するのかなど、第3期中期目標期間中に行う内容についても具体的に記載するよう検討を求めているかどうか。</p>

組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ①法人のガバナンスの充実 機構長のリーダーシップの下で法人の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改革を踏まえつつ、<u>主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直しを行うとともに</u>、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、ビジョンに基づく法人内資源の再配分（人的・物的・予算・施設利用等の見直し）、機構長を補佐する体制の強化に努めることとする。</p> <p>また、研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、<u>様々な法人外の者の意見を法人運営に適切に反映するよう努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 研究体制、共同利用・共同研究体制や業務運営体制を適宜見直し、改善・強化するために自己点検、外部評価等を充実する。</p> <p>【中期計画】 IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 機構長のもとに戦略企画本部を設置してIR機能を強化し、自己点検評価、外部評価を実施するとともに国立大学法人評価委員会の評価等を活用し、業務運営の改善に反映させる。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案IV-1「外部評価を実施・・・し、業務運営の改善に反映させる。」との記述について、法人としてのPDCAサイクルを確立するためには、自己点検のみならず、素案に記述されているとおり外部有識者の参画による自己改革の仕組みを導入することが必要と考えるが、第2期中期目標期間中に、法人マネジメントや法人ガバナンス等に関する外部評価を受けたことがないと思料されるので、文部科学大臣通知が示す「主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直しを行う」や「様々な法人外の者の意見を法人運営に適切に反映するよう努める」に照らし、外部評価の具体策を中期計画に盛り込むなどにより、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めています。</p>

90 情報・システム研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (1) 教育研究等の質の向上 ③当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化 IR 機能の強化により、当該分野の置かれている状況を的確に把握・分析し、<u>今後の目指すべき方向性など根拠に基づく戦略の策定を行い、大学共同利用機関はもとより法人全体のトップマネジメントの強化に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 (前文) 研究機構の基本的な目標、項目番号【2】～【4】、【10】</p> <p>【中期計画】 項目番号【12】、【20】、【30】、【31】、【42】、【58】</p>
確認内容	<p>法人全体のトップマネジメントの強化について、どのように検討されているか。</p> <p>.....</p> <p>機構長の強いリーダーシップに基づく効果的なトップマネジメントの実現するため、機構長の下に「戦略企画本部」を設置し、IR担当を置くことにより、IRのための様々な情報収集・分析と視覚化及び提供を行うため、国内外の研究動向、ニーズ調査、研究力評価指標の作成など研究を推進するための体制を強化することとしている。</p>
検討を 求める 理由・内容	<p>中期目標素案の前文では「機構長のリーダーシップのもと、極域科学、情報学、統計数理、遺伝学についての中核的機関を設置し、全国の大学等の研究者コミュニティと連携」や「新たな研究パラダイムの構築と新分野の開拓を行う」としているが、中期計画素案 I-2-(1)「国内外の研究機関との連携を深化させ、国際的な共同研究拠点として、当該分野の学術研究の進展のみならず、異分野融合・新分野創成に向けた取組を行う。」をはじめとする上記該当箇所については、文部科学大臣通知が示す「今後の目指すべき方向性など根拠に基づく戦略の策定を行い、大学共同利用機関はもとより法人全体のトップマネジメントの強化に努める」に照らし、例えば、法人がコーディネート機能を一層発揮して大学等の研究者が共同研究等に参画しやすい環境を醸成するため、法人全体のトップマネジメントにより今後の機構全体及び各研究所の研究の方向性を示したロードマップを提示するなどの具体策を中期計画に盛り込むなどにより、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

90 情報・システム研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し</p> <p>(1) 教育研究等の質の向上</p> <p>⑤人材育成機能の充実・強化</p> <p>総合研究大学院大学については、<u>教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化するとともに、育成する人材モデルを明示するなど更なる連携を確保する方策の検討を行うよう努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>3 教育に関する目標</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標</p> <p>大学共同利用機関として、総合研究大学院大学との一体的関係や他大学との多様な連携・協力による教育活動を一層進め、高度な専門性を持ち、国際的に活躍できる研究者を育成する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 総合研究大学院大学との連携協定に基づき、各基盤機関の高度人材と優れた研究環境を生かして、高い専門性と広い視野並びに国際的通用性を兼備し、情報とシステムの観点から生命、地球・環境、人間・社会における新しい課題を発掘して解決する能力を有する人材を育成する。そのため、下記の基盤機関における特色ある最先端研究に根ざした教育を実施する。</p> <p>国立極地研究所（複合科学研究科極域科学専攻） 国立情報学研究所（複合科学研究科情報学専攻） 統計数理研究所（複合科学研究科統計科学専攻） 国立遺伝学研究所（生命科学研究科遺伝学専攻）</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案 I-3-(1)-1)の記述について、文部科学大臣通知が示す「教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化する」に照らし、例えば、大学共同利用機関法人としての人材育成の考え方やその方針などが的確に反映できるよう、総合研究大学院大学と基盤機関による一体的な関係の強化を図る具体策を中期計画に盛り込むなどにより素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めています。</p>

組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ①法人のガバナンスの充実 機構長のリーダーシップの下で法人の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改革を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直しを行うとともに、<u>権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化</u>、ビジョンに基づく法人内資源の再配分（人的・物的・予算・施設 利用等の見直し）、機構長を補佐する体制の強化に努めることとする。</p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 項目番号【10】～【12】</p> <p>【中期計画】 項目番号【58】、【60】、【62】、【63】</p>
確認内容	<p>権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化について法人としてどのように検討されているか。</p> <hr/> <p>法人内組織の役割の再確認やビジョンに基づく法人内の資源再配分等を、新設する「戦略企画本部」で議論し、そこでの方針を踏まえ、各研究所においても組織の柔軟な見直しを適宜行うこととしている。</p>
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案の上記該当箇所について、文部科学大臣通知が示す「権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化」に照らし、第3期中期目標・中期計画の素案を策定する段階で検討した結果や中期目標原案・中期計画案の策定までに更に行われる検討の結果をより具体的に中期計画に盛り込むことについて検討を求めているかどうか。</p>

組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ①法人のガバナンスの充実 研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、<u>経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図る</u>など、様々な法人外の者の意見を法人運営に適切に反映するよう努めることとする。その際、<u>経営協議会については関連する研究者コミュニティ以外の有識者を一定程度含めるなど構成の見直しに更に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 項目番号【10】～【12】</p> <p>【中期計画】 項目番号【58】、【60】、【62】、【63】</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案の上記該当箇所について、文部科学大臣通知が示す「経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図る」に照らし、例えば、研究者コミュニティや社会のニーズをより適切に反映させるために定期的に委員の構成の見直しを図るなど、より審議が活性化するような工夫改善を図るなどの具体策を中期計画に盛り込むなどにより、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めています。</p>

90 情報・システム研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ①法人のガバナンスの充実 監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するなど、<u>監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 機構長のリーダーシップのもと、機構の強みや特色を生かした戦略的かつ効率的な運営を行い、教育、研究、共同利用、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制の構築や人事制度の改革を行う。</p> <p>【中期計画】 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 3) 監事の機能を強化するため、組織運営やガバナンス体制に関する監査項目を充実させた監事監査計画を策定し、当該監査計画による監査結果を運営改善に反映させる。</p>
確認内容	<p>監事機能の強化についてはどのように検討されているか。</p> <p>.....</p> <p>監事の機能強化及びサポート体制について、中期目標・中期計画タスクフォースを中心に重点的に検討し、法人の強みや特色を生かしつつ、国の制度改正を踏まえたガバナンス体制のさらなる強化のために、法人の内部統制や機構長へのヒアリングの実施など、法人のガバナンス体制についても監査するなど、監事機能の強化を図るとともに、監事監査支援体制の強化を行うこととしている。</p>
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案Ⅱ-1-3)の記述について、文部科学大臣通知が示す「監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努める」に照らし、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めています。</p>

90 情報・システム研究機構	
組織及び業務全般の見直し	<p>2 教育研究、運営等の業務全般の見直し (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営 ⑥法令遵守体制の充実と研究の健全化 <u>研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努めることとする。</u></p>
中期目標 中期計画	<p>【中期目標】 V その他業務運営に関する重要目標 3 法令遵守等に関する目標 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、研究活動における不正行為及び研究不正を防止するため、倫理教育を充実させるなど、適正な法人運営を推進する。</p> <p>【中期計画】 V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置 適正な法人運営について職員の意識を向上させ、関係法令及び機構の諸規程等や各種ガイドラインを含む法令遵守等を徹底する。 また、研究活動における不正行為及び研究不正を防止するため、研究活動、公的研究費に関する研修等の倫理教育を毎年度行う。</p>
確認内容	—
検討を 求める 理由・内容	<p>中期計画素案V-3「研修等の倫理教育を毎年度行う。」との記述に関し、研究倫理教育をはじめとする研修等については、文部科学大臣通知が示す「研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから・・・倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努める」に照らし、例えば、受講者の理解度や受講状況を管理監督するなどの具体策を中期計画に盛り込むなどにより、素案の記述の具体化を図ることについて検討を求めているかどうか。</p>

具体的な記述を検討する際に参考にしうる中期計画記載例

中期計画案の具体的な記述を検討する際に参考にしうる記載例は、以下のとおり。

1. 取組例、手段について具体的な記載がある例

- 「総合情報発信センター」は、共同利用状況に関する情報を収集・分析し、グローバル・リポジトリ事業、国際リンク集の構築、英語ウェブマガジン等の刊行等の重点事業を実施するなど、研究成果を戦略的かつ効果的に発信する体制を整備・運用する。また、人文系諸分野の学術的評価方法を確立し、他大学における人文系諸分野での活用に供するため、情報学系分野の研究者と共同で、人間文化研究の研究活動や学術成果の新たな可視化手法を開発する。
- 若手研究者を対象とした新たな職種の開拓として、戦略的なプロジェクトの形成・運営の促進のため、リサーチ・アドミニストレーターを、人間文化研究の理解促進やプレゼンスの向上に資するため、人文系サイエンス・コミュニケーターを養成する。その際、若手研究者の当該職種におけるスキルアップを図るため、平成31年度までに機構外機関においてインターンシップに従事させる。
若手研究者の採用については、毎年20人以上を確保する。

2. 達成状況、達成時期、判断基準等が明確な例

- 「総合情報発信センター」は、ストック型情報発信として、同一論文のタイトル等を日英両言語で表記するクラウド型のグローバル・リポジトリ事業の運用準備を平成31年度までに完了し、機構が提供する論文の75%以上を平成33年度までに日英表記化する。また、ポータル型情報発信として、日本に関係する国内外の人文学術情報を国際学術リンク集に英語で掲載する。機構のウェブサイト上で掲載していた同国際学術リンク集をクラウド型情報発信（機構内外の専門家が情報発信できる仕組の導入と、運用体制の整備）へ変更し、平成31年度までに第2期中期目標期間における掲載件数の3倍以上に増加させる。さらに、わが国における人間文化研究の国際的認知を高めるため、フロー型情報発信として、機構の最新の研究成果を英語で紹介する国際ウェブマガジンを平成28年度から毎月刊行するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信を行う。

3. 達成度の評価が困難になりがちな文言でも、事後的に検証可能な例

- ・「図る」
- 「総合情報発信センター」は、機構における研究活動の理解増進及びその成果の還元を図るため、各機関の情報発信機能を機構の広報戦略に沿って効果的に統合し、多様な媒体や機会を通じ、また産業界と連携して、研究活動及び研究成果を広く社会に発信する。（達成指標：社会的インパクト [一般書籍刊行状況、講演会等の参加者状況、マスメディア等での被引用状況]）

(機構における研究活動の理解増進及びその成果の還元を図るという目的のために行う具体的な取組と特定の達成水準を示すことにより、達成度の評価が事後的に検証可能)

・「推進する」

- 大学間連携の一環として、大学サテライト7拠点との連携により、生物遺伝資源のバックアップ保管数を毎年度対前年度比で約10%程度増加させる。また新規生物遺伝資源保存技術開発共同利用研究を年間10件程度採択するとともに、凍結保存カンファレンスを定期開催(第3期中期目標期間中に6回)し、生物学・材料科学・有機合成化学の異分野間連携を推進する。

(異分野間連携を推進するという目的のための具体的取組内容として、特定の件数等を示すことにより、達成度の評価が事後的に検証可能)

- 国文学研究資料館は、日本文学及びその関連資料の調査研究を効果的に推進するため、研究戦略室を平成28年度に新たに設置して、従来の文献資料調査員のあり方を見直し、共同研究を実施する体制を強化するとともに、同室にIR機能を持たせ、当館の研究及び事業などの情報を集約し、評価分析を行い、それに基づいた運営の改善を行う。

(調査件数を効果的に推進するという目的のための具体的取組内容として、特定の達成年限等を示すことにより、達成度の評価が事後的に検証可能)

4. その他 水準やイメージ、概念の内容が明確な事例

・数値目標によらない水準設定

- 経営協議会と教育研究評議会について、機構外委員による機関視察を毎年実施することで、機関に対する理解を深め、両会議の審議を活性化させる。また、経営協議会議の構成について、研究者コミュニティ外との連携促進を活性化させるため、2年毎に見直しを図るとともに、機構外委員の約半数は、研究者コミュニティ以外の有識者及び外国人等とし、多様な意見を聴取し活用する。さらに、機構の組織運営に関して特に重要な案件については、機構長が主宰し理事と経営協議会及び教育研究評議会から選出された委員で構成する企画戦略会議において、集中的・機動的に審議する。
- 公募型の共同利用・共同研究については、申請から審査、採択、成果報告・公表、分析に至るまでを統合的に管理する自然科学共同利用・共同研究統括システム(NINS Open Use System :NOUS)(仮称)の基盤を平成31年度までに整備し、第3期中期目標期間終了時まで共同利用・共同研究の成果内容・水準を把握するとともに、大学の機能強化への貢献度を明らかにする。
- 各共同利用課題について、課題の申請から研究成果の公表までを把握する研究成果管理・解析システムを平成29年度までに整備するとともに、論文化されない研究について、研究成果を公表する方法を検討し、導入する。

事後的に検証できるとは言い難い中期計画記載例

中期計画案の具体的な記述を検討する際に、計画案に記載する各記述が以下のような記述になっていないかを確認し、必要な場合、それぞれ（ ）内に示す内容を参考に記述内容の改善を検討することが求められる。

1. 具体的な取組内容の記載がない例

- 国際的な研究連携を推進し、情報学の研究拠点形成を進める。
（国際的な研究連携を推進するための具体的な取組例を追記する等の検討が求められる）
- 異分野融合、新分野創成を促進するため、機構外の機関との組織的連携を推進する。
（機構外の機関との組織的連携を推進するための具体的な取組例を追記する等の検討が求められる）
- 産業界等との連携を通じて研究成果を社会にフィードバックできる仕組みを新たに構築する。
（研究成果を社会にフィードバックできる仕組みを新たに構築するための具体的な取組例を追記する等の検討が求められる）

2. 事後的な検証が困難な例

（1）基準が不明確な表現の例

- 研究戦略室と企画課を中心に、Institutional Research（法人の運営に役立つ情報を提供する役割を担う機能をいう。以下「IR」と表記）・知的財産管理及び国際連携や研究活動の一層の活性化を図る。
（「一層」とは具体的に何かを明確にすることによって事後的な検証が可能になる。また、「活性化を図る」の達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能となる）
- DNA配列データの国際連携による登録事業（DDBJ事業）をさらに発展させるとともに、これを活用するためのネットワークを通じたスーパーコンピュータの使いやすさを大きく向上させる。
（「さらに発展」「大きく」とは何かを明確にすることについての検討が求められる。また、「向上させる」の達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能になる）

(2) 達成指標が不明確な例

- サイバー空間における最重要課題となっている情報セキュリティについて、SINET等の学術情報基盤の構築・運用から得た知見を活かして、研究開発や人材育成を行う。
(何をもち、研究開発や人材育成を行った、と判断するのかという達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能になる。例えば、「研究開発や人材育成の具体的な取組の実施」を追記する等)

- 所長のリーダーシップのもと、重点課題を扱う研究センターの設置や人材の配置を機動的に行う体制を強化する。
(何をもち、体制を強化した、と判断するのかという達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能になる。例えば、「体制を強化するために行う主な取組」を例示する等)

- 異分野交流，文理融合，新分野創成，さらには我が国のプレゼンスを強化するため，NOE (Network Of Excellence) 型研究センターを中心とした国内外の産官学組織との学術交流を促進する。
(何をもち、我が国のプレゼンスを強化した、産官学組織との学術交流を促進した、と判断するのかという達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能になる。例えば、学術交流を促進することで達成される見込みである指標等を追記する等)

- 多様性に富む共同利用・共同研究を促進する観点から，国内外の大学，研究所等との人事交流を促進するためクロスアポイントメント制度の適用を行う。
(何をもち、多様性に富む共同利用・共同研究を促進した、人事交流が促進した、と判断するのかという達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能になる。例えば、「目標とする共同利用・共同研究の件数」を追記する等)

- KEK の研究活動の基盤となる加速器について、各種要素技術開発、ビーム物理、加速器運転技術等の研究を行い加速器の性能向上に取り組むとともに、国内外の加速器技術の向上と革新を推進する。併せて、がん治療等に利用できる小型加速器の開発など加速器技術の医療・産業応用に貢献する。
(何をもち、加速器の性能が向上した、国内外の加速器技術の向上と革新を推進した、加速器技術の医療・産業応用に貢献した、と判断するのかという達成指標を明確にすることによって事後的な検証が可能になる。例えば、「目標とする加速器の性能の水準」を追記する等)

3. 説明等が必要な文言

(法人内や大学関係者以外の者が読むとわからない表現)

例) 「超学際」、「より社会への知の還元を意識し、また知の創造と還元の循環を実現するため、制御・最適化等に基づく意思決定法」、「データ駆動型」、「コミュニティ発展型」、「高度人材」 等